

戸籍法の一部を改正する法律

(平成一四年一二月一八日法律第一七四号)(衆)

一、提案理由(平成一四年一二月一 日・衆議院本会議)

山本有二君 ただいま議題となりました各法律案のうち、まず、戸籍法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、虚偽の届け出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申し出による戸籍の再製の制度を創設しようとするもので、去る六日の法務委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

……………(略)……………

二、参議院法務委員長報告(平成一四年一二月一一日)

魚住裕一郎君 ただいま議題となりました衆議院法務委員長提出の戸籍法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、虚偽の届出等によって不実の記載がされ、かつ、その記載につき訂正がされた戸籍等について、戸籍における身分関係の登録及び公証の機能をより十全なものとするとともに、不実の記載等の痕跡のない戸籍の再製を求める国民の要請にこたえるため、申出による戸籍の再製の制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、議員立法で急遽改正案が提出された背景、本法施行前における戸籍虚偽記載に対する遡及適用、虚偽の届出の防止策の検討状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。